

改正の概要

山口市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領（No. 93-2）

1 完全週休2日の取組の新設

週休2日のより一層の促進を図るために、「通期」及び「月単位」の週休2日は必須とした上で、「完全週休2日」に取り組む「完全週休2日（土日）Ⅰ型」、「通期」の週休2日は必須とした上で、「月単位」または「完全週休2日」に取り組む「完全週休2日（土日）Ⅱ型」を新設した。

●市：営繕系工事の要領改正内容

改正前(令和6年8月1日～令和7年8月31日)				改正後(令和7年9月1日～)				
	通期	月単位	経費の補正		通期	月単位	完全週休2日	経費の補正
「月単位」の 発注者指定型 ※月単位で積算	必須	必須	4週8休	→	完全週休2日 Ⅰ型 ※月単位で積算	必須	必須	協議の上 取組 完全週休2日
「月単位」の 受注者希望型 ※通期で積算	必須	協議の上 取組	4週8休		完全週休2日 Ⅱ型 ※通期で積算	必須	協議の上「月単位」又は 「完全週休2日」を選択して 取組	4週8休 又は 完全週休2日

※通 期：対象期間（現場作業着手日～現場作業完了日）において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態

※月単位：対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態

※完全週休2日：対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日の現場閉所（現場休息）が行われた状態

2 経費の補正方法

（1）予定価格の算出方法

①完全週休2日（土日）Ⅰ型

発注時は、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定する。

②完全週休2日（土日）Ⅱ型

発注時は、通期の週休2日を前提に工事費を積算して予定価格を設定する。

（2）経費の補正係数

- ・週休2日の取組を強化するため、「通期」の補正係数は廃止した。
- ・新たな完全週休2日工事の取組に対する補正係数として「完全週休2日」を加えた。

3 工事成績評定

発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は、「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、月単位の週休2日の達成以上が確認された場合は、「工程管理B」において評価を行う。

なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が月単位の週休２日以上の達成が確認された場合に限り「工程管理B」において評価を行う。

4 適用期日

令和７年９月１日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼をする工事に適用する。

山口市営繕系工事における「週休2日工事」の実施要領（No.93-2）

新旧対照表	
新：令和7年9月1日 改正	旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日
2 用語の定義 (1) 週休2日 ① <u>完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。ただし、土曜日及び日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。</u> ② 月単位の週休2日とは、対象期間の <u>全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。</u> ③ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。 （中略） （削除）	2 用語の定義 (1) 週休2日 （追加） ① 月単位の週休2日とは、対象期間 <u>において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。</u> ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われた状態をいう。 （中略） <u>(5) 4週8休以上</u> ① <u>月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>ただし、暦上の土曜日・日曜日の合計日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。</u> <u>なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。</u> ② <u>通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率</u>

新旧対照表	
新：令和7年9月1日 改正	旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日
(削除)	<u>が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> <u>なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。</u> <u>また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。</u>
(中略)	(中略)
<u>(5) 複合単価</u>	<u>(6) 複合単価</u>
(中略)	(中略)
<u>(6) 市場単価</u>	<u>(7) 市場単価</u>
(中略)	(中略)
<u>(7) 補正市場単価</u>	<u>(8) 補正市場単価</u>
(中略)	(中略)
<u>(8) 物価資料の掲載価格</u>	<u>(9) 物価資料の掲載価格</u>
<u>3 週休2日の達成基準</u>	
<u>(1) 完全週休2日（土日）</u>	
<u>完全週休2日の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。た</u>	(追加)

新旧対照表	
新：令和7年9月1日 改正	旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日
<u>だし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。</u> <u>（2）月単位の週休2日</u> <u>月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達しているとみなす。</u> <u>（3）通期の週休2日</u> <u>通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。</u> <u>なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週において変更するものとする。</u> <u>また、現場休息率の算定において、現場休息日数には、現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日（現場休息日）や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u> <u>4 対象工事</u> <u>現場作業を行う期間が1週間以上の工事のうち、市が「完全週休2日（土日）Ⅰ型の対象工事」又は「完全週休2日（土日）Ⅱ型の対象工事」</u> <u>として発注する営繕系工事に適用する。</u>	(追加) <u>3 対象工事</u> <u>現場作業を行う期間が1週間以上の工事のうち、市が「月単位の週休2日工事（発注者指定型）」又は「月単位の週休2日工事（受注者希望型）」</u> <u>として発注する営繕系工事に適用する。</u>

新旧対照表	
新：令和7年9月1日 改正	旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日
5 発注方式 次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。 ① 完全週休2日（土日）Ⅰ型 <u>受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）</u> <u>分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合に限る。</u> ② 完全週休2日（土日）Ⅱ型 <u>受注者が工事着手時に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</u> <u>分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者が互いに調整し、全ての工事で「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の取組を希望した場合に限る。</u> 6 積算方法等 週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）<u>及び現場管理費</u>を補正する。 （1）原設計 ① 完全週休2日（土日）Ⅰ型 月単位の<u>週休2日</u>を前提に「<u>7 補正方法</u>」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。	4 発注方式 次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。 なお、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。 ① 発注者指定型 <u>発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）</u> ② 受注者希望型 <u>受注者が工事着手時に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）</u> <u>分離発注（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で月単位の週休2日に取り組むことを希望する場合に限る。</u> 5 積算方法等 週休2日工事において、以下の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数等により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる、複合単価、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格の労務費）<u>を補正する。</u> （1）原設計 ① 発注者指定型 月単位の<u>4週8休以上</u>を前提に「<u>6 補正方法</u>」（1）～（3）により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

新旧対照表	
新：令和7年9月1日 改正	旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日
② 完全週休2日（土日）Ⅱ型 <u>通期の週休2日</u>を前提に_____ _____工事費を積算して予定価格を作成する。 (2) 契約変更 ① 完全週休2日（土日）Ⅰ型 <u>受注者が工事着手時に「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は、現場管理費を「7 補正方法」（1）①により補正し、請負代金額のうち補正分を増額変更する。「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち_____補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。</u> <u>また、工事着手時に「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合（「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「7 補正方法」（1）①の補正係数に変更、又は補正係数及び補正率を除した変更を行うものとする。</u> <u>なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合に限り、増額変更を行う。</u> ② 完全週休2日（土日）Ⅱ型 <u>受注者が工事着手時に「完全週休2日（土日）」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は_____は「7 補正方法」（1）①及び（2）（3）により補正し、「月単位の週休2日」の取組を希望した場合において、この達成が確認された場合は「7 補正方法」（1）②及び（2）（3）により補正し、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更</u>	② 受注者希望型 <u>通期の4週8休以上を前提に「6 補正方法」（1）～（3）により労務費を補正し</u>工事費を積算して予定価格を作成する。 (2) 契約変更 ① 発注者指定型 <u>現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を「6 補正方法」（1）②及び（2）（3）における表の補正率を「通期の週休2日工事」に変更し、通期の4週8休に満たない_____場合は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち<u>労務費</u>補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第25条の規定に基づき行うものとする。</u> ② 受注者希望型 <u>受注者が工事着手時に<u>月単位の週休2日を実施する</u>とした場合において、この達成が確認された場合に、補正係数を「6 補正方法」（1）①及び（2）（3）における表の補正率を「<u>月単位の週休2日工事</u>」に変更し、_____請負代金額のうち<u>労務費補正分を増額変更し、通期の4週8休に満たないもの</u></u>

新旧対照表	
新：令和 7 年 9 月 1 日 改正	旧：令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 8 月 3 1 日
_____する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第 2 5 条の規定に基づき行うものとする。 <u>また、工事着手時に受注者が「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の取組を希望した場合については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、「7 補正方法」（1）①又は②及び（2）（3）により補正した変更を行うものとする。</u> なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が<u>「完全週休 2 日（土日）」又は「月単位の週休 2 日」の取組を希望した</u>_____場合に限り、増額変更を行う。 7 補正方法 （1）複合単価の補正方法 複合単価の労務単価<u>及び現場管理費</u>は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 ① 完全週休 2 日（土日）適用工事 労務費 _____ 1. 0 2 現場管理費 _____ 1. 0 1 ② 月単位の週休 2 日適用工事 労務費 _____ 1. 0 2	<u>は、補正係数及び補正率を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更</u>する。なお、契約変更においては、山口市建設工事標準請負契約約款第 2 5 条の規定に基づき行うものとする。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が_____月単位の週休 2 日に<u>ついて達成が確認された</u>場合に限り、増額変更を行う。 6 補正方法 （1）複合単価の補正方法 複合単価の労務単価_____は、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、以下の補正係数を乗じて補正する。 なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。 ① 月単位の週休 2 日工事（4 週 8 休以上） 補正係数 1. 0 4 ② 通期の週休 2 日工事（4 週 8 休以上） 補正係数 1. 0 2

新旧対照表

新：令和7年9月1日 改正

旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
土工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
地業工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
型枠工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
鉄骨工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
既製コンクリート	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
防水工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>
防水工事（シーリング）	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>
防水工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
石工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
タイル工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
木工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
屋根及びとい	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
金属工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.09</u>
金属工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.16</u>
左官工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.10</u>
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>
建具	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
塗装工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
塗装工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	市場単価	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>
内外装工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
ユニットその他	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
排水工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
舗装工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
植栽及び屋上緑化	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「7 補正方法」（1）①又は②の補正係数を乗じる。

表A－2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
土工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
地業工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
型枠工事	市場単価、物価資料共通	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
鉄骨工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
既製コンクリート	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
防水工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.09</u>	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>
防水工事（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.16</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>
防水工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
石工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
タイル工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
木工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
屋根及びとい	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
金属工事	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.10</u>	<u>1.01</u>	<u>1.09</u>
金属工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.16</u>
左官工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.11</u>	<u>1.01</u>	<u>1.10</u>
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.18</u>	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>
建具	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
塗装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
塗装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事	市場単価	<u>1.03</u>	<u>1.14</u>	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	市場単価	<u>1.02</u>	<u>1.09</u>	<u>1.01</u>	<u>1.08</u>
内外装工事	物価資料	<u>1.03</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
ユニットその他	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
排水工事	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
舗装工事	物価資料	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>
植栽及び屋上緑化	物価資料	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。
 なお、記載が無い工種は、市場単価、補正市場単価、物価資料の掲載価格に、現場閉所（現場休息）の状況に応じて「6 補正方法」（1）①又は②の補正係数を乗じる。

新旧対照表

新：令和7年9月1日 改正

旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	<u>1.01</u>	<u>1.19</u>
	ケーブルダクト	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンドリング	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>
	プルボックス	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>
	プルボックス用接地端子	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	防火区画貫通処理 ケーブルダクト用（壁・床）	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	<u>1.01</u>	<u>1.05</u>
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	<u>1.01</u>	<u>1.17</u>
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事 及び 完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 チャンパー等の取付手間のみ	<u>1.02</u>	<u>1.22</u>
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	<u>1.02</u>	<u>1.22</u>

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	<u>1.03</u>	<u>1.21</u>	<u>1.01</u>	<u>1.19</u>
	ケーブルダクト	<u>1.02</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンドリング	<u>1.03</u>	<u>1.20</u>	<u>1.01</u>	<u>1.18</u>
	プルボックス	<u>1.02</u>	<u>1.15</u>	<u>1.01</u>	<u>1.13</u>
	プルボックス用接地端子	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>	<u>1.00</u>
	防火区画貫通処理 ケーブルダクト用（壁・床）	<u>1.02</u>	<u>1.16</u>	<u>1.01</u>	<u>1.14</u>
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	<u>1.01</u>	<u>1.06</u>	<u>1.01</u>	<u>1.05</u>
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	<u>1.02</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	<u>1.03</u>	<u>1.19</u>	<u>1.01</u>	<u>1.17</u>
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	<u>1.03</u>	<u>1.17</u>	<u>1.01</u>	<u>1.15</u>
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 チャンパー等の取付手間のみ	<u>1.04</u>	<u>1.24</u>	<u>1.02</u>	<u>1.22</u>
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	<u>1.04</u>	<u>1.24</u>	<u>1.02</u>	<u>1.22</u>

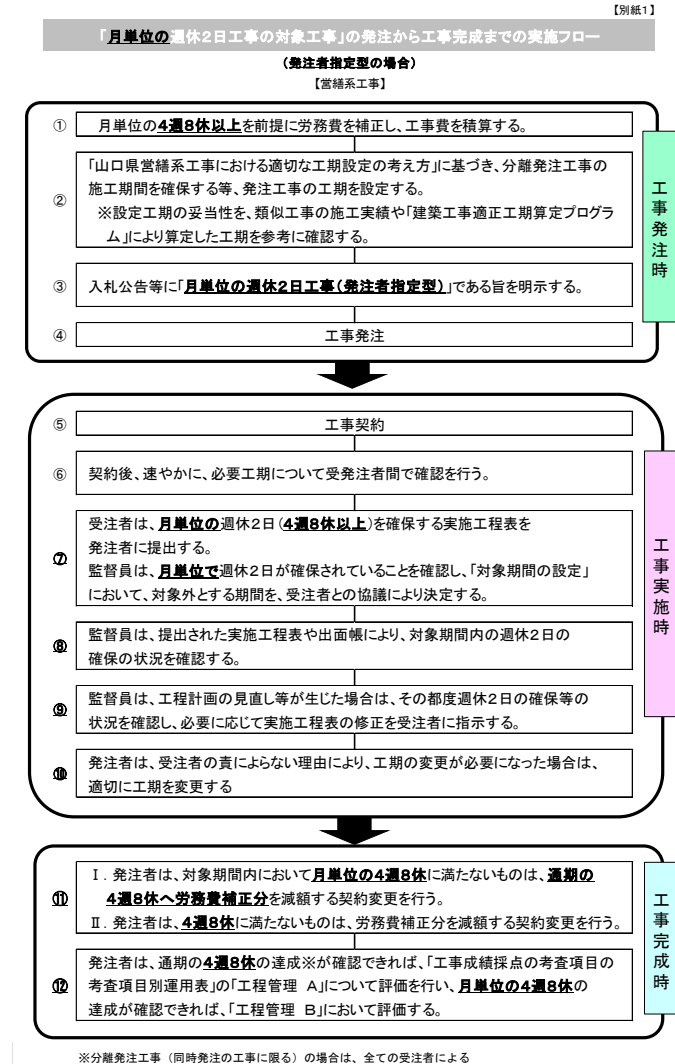
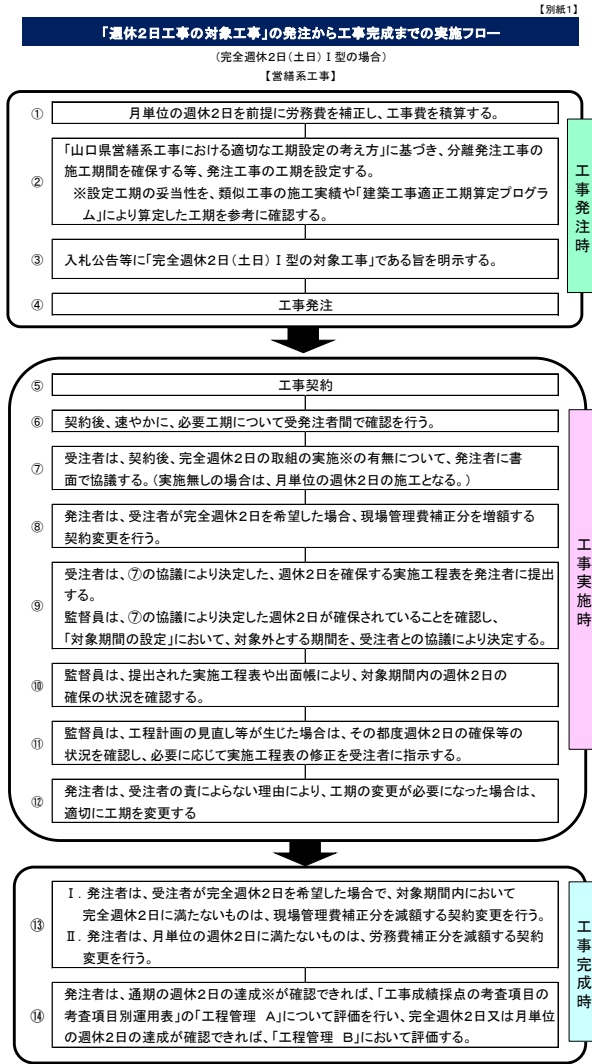
新旧対照表	
新：令和7年9月1日 改正	旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日
8 実施方法等 (1) 発注方法 発注者は、工事の発注にあたって、入札公告及び施工条件書に「<u>完全週休2日（土日）Ⅰ型の対象工事</u>」又は「<u>完全週休2日（土日）Ⅱ型の対象工事</u>」である旨を明示する。 (2) 適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、<u>後工程のしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。</u> 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 (3) 実施方法【別紙1参照】 ア 受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、必要工期について受発注者間で確認を行う。 イ _____ 契約後、<u>完全週休2日（土日）又は</u>月単位の週休2日の取組みの実施の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で<u>完全週休2日（土日）又は</u>月単位の週休2日に取り組む場合にのみ希望できる。） （中略） (5) 工事成績評価 発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、<u>完全週休2日（土日）又は</u>月単位の週休2日の達成	7 実施方法等 (1) 発注方法 発注者は、工事の発注にあたって、入札公告及び施工条件書に「<u>月単位の週休2日工事（発注者指定型）</u>」又は「<u>月単位の週休2日工事（受注者希望型）</u>」である旨を明示する。 (2) 適正な工期の確保 「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、<u>全体工期のしわ寄せがないよう、分離発注工事の施工期間を確保する等、</u> <u>_____ 適正な工期を設定する。</u> 特に新営工事は、設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。 (3) 実施方法【別紙1参照】 ア 受注者は、契約後速やかに、発注者と施工条件の確認協議（打合せ）を行い、必要工期について受発注者間で確認を行う。 イ <u>「受注者希望型」の受注者は、</u>契約後、<u>_____</u>月単位の週休2日の取組みの実施の有無について、発注者に書面で協議する。（分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、それぞれの受注者と調整し、全ての工事で_____月単位の週休2日に取り組む場合にのみ希望できる。） （中略） (5) 工事成績評価 発注者は、通期の週休2日の達成が確認された場合は「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（公共建築工事）」の「工程管理A」について評価を行い、<u>_____</u>月単位の週休2日の達成

新旧対照表	
新：令和 7 年 9 月 1 日 改正	旧：令和 6 年 8 月 1 日～令和 7 年 8 月 3 1 日
が確認された場合は、「工程管理 B」において評価を行う。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が<u>完全週休 2 日（土日）又は</u>月単位の週休 2 日の達成が確認された場合に限り「工程管理 B」において評価を行う。 附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。</u>	が確認された場合は、「工程管理 B」において評価を行う。 なお、分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者が_____月単位の週休 2 日の達成が確認された場合に限り「工程管理 B」において評価を行う。 附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新：令和7年9月1日 改正

旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日



新旧対照表

新：令和7年9月1日 改正

旧：令和6年8月1日～令和7年8月31日

【別紙1】

「連休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
(完全連休2日(土日)Ⅱ型の場合)
【宮城県工事】

```

graph TD
    subgraph Tendering [工事発注時]
        1[① 通期の連休2日を前提に工事費を積算する。] --> 2[② 「山口県宮城県工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。  
※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。]
        2 --> 3[③ 入札公告等に「完全連休2日(土日)Ⅱ型の対象工事」である旨を明示する。]
        3 --> 4[④ 工事発注]
    end
    4 --> 5[⑤ 工事契約]
    subgraph Implementation [工事実施時]
        6[⑥ 契約後、速やかに、必要工期について受発注者間で確認を行う。] --> 7[⑦ 受注者は、契約後、完全連休2日又は月単位の連休2日の取組の実施※の有無について、発注者に書面で協議する。(実施無しの場合は、通期の連休2日の施工となる。)]
        7 --> 8[⑧ I. 発注者は、受注者が完全連休2日を希望した場合、労務費及び現場管理費補正分を増額する契約変更を行う。  
II. 発注者は、受注者が月単位の連休2日を希望した場合、労務費補正分を増額する契約変更を行う。]
        8 --> 9[⑨ 受注者は、⑦の協議により決定した、連休2日を確保する実施工程表を発注者に提出する。  
監督員は、⑦の協議により決定した連休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。]
        9 --> 10[⑩ 監督員は、提出された実施工程表や出面帳により、対象期間内の連休2日の確保の状況を確認する。]
        10 --> 11[⑪ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度連休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。]
        11 --> 12[⑫ 発注者は、受注者の責によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する]
    end
    12 --> 13[⑬ I. 発注者は、受注者が完全連休2日を希望した場合で、対象期間内において完全連休2日に満たないものは、現場管理費補正分を減額する契約変更を行う。  
また、月単位の連休2日に満たないものは、労務費及び現場管理費補正分を減額する契約変更を行う。  
II. 発注者は、受注者が月単位の連休2日を希望した場合で、対象期間において月単位の連休2日に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。]
    13 --> 14[⑭ 発注者は、通期の連休2日の達成※が確認できれば、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理 A」について評価を行い、完全連休2日又は月単位の連休2日の達成が確認できれば、「工程管理 B」において評価する。]
    
```

※分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者による

【別紙1】

「月単位の連休2日工事の対象工事」の発注から工事完成までの実施フロー
(発注者希望型の場合)
【宮城県工事】

```

graph TD
    subgraph Tendering [工事発注時]
        1[① 通期の4週8休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。] --> 2[② 「山口県宮城県工事における適切な工期設定の考え方」に基づき、分離発注工事の施工期間を確保する等、発注工事の工期を設定する。  
※設定工期の妥当性を、類似工事の施工実績や「建築工事適正工期算定プログラム」により算定した工期を参考に確認する。]
        2 --> 3[③ 入札公告等に「月単位の連休2日工事(受注者希望型)」である旨を明示する。]
        3 --> 4[④ 工事発注]
    end
    4 --> 5[⑤ 工事契約]
    subgraph Implementation [工事実施時]
        6[⑥ 契約後、速やかに、必要工期について受発注者間で確認を行う。] --> 7[⑦ 受注者は、⑥の協議により決定した、連休2日(4週8休以上)を確保する実施工程表を発注者に提出する。  
監督員は、⑥の協議により決定した連休2日が確保されていることを確認し、「対象期間の設定」において、対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。]
        7 --> 8[⑧ 監督員は、提出された実施工程表や出面帳により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。]
        8 --> 9[⑨ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度連休2日の確保等の状況を確認し、必要に応じて実施工程表の修正を受注者に指示する。]
        9 --> 10[⑩ 発注者は、受注者の席によらない理由により、工期の変更が必要になった場合は、適切に工期を変更する。]
    end
    10 --> 11[⑪ I. 発注者は、対象期間内において月単位の4週8休を達成したものは、労務費補正分を増額する契約変更を行う。  
II. 発注者は、4週8休に満たないものは、労務費補正分を減額する契約変更を行う。]
    11 --> 12[⑫ 発注者は、通期の4週8休の達成※が確認できれば、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「工程管理 A」について評価を行い、月単位の4週8休の達成が確認できれば、「工程管理 B」において評価する。]
    
```

※分離発注工事（同時発注の工事に限る）の場合は、全ての受注者による